

米国国務省外交記録 Numerical and Minor Files 1906-1910 韓国関係ファイル一覧

The Files relating to Korea in the Numerical and Minor Files of
the United States Department of State, 1906-1910.

松崎 裕子

はじめに

本稿は米国国立公文書館 (National Archives and Records Administration [略称 NARA]) レコード・グループ 59 の一部である国務省セントラル・ファイルに含まれる Numerical and Minor Files of the Department of State, 1906-1910 (以下、'Numerical and Minor Files' と略記する) のファイル方法と、これに含まれる韓国関係ファイルに関して紹介するものである⁽¹⁾。以下、I では、本資料の位置付けを韓国保護国化・韓国併合をめぐる研究史と関連させて説明する。II では本資料のファイル方法を述べる。III においては、本資料中の韓国関係ファイルの検索方法を提示した上で、韓国関係の主題とマイクロフィルム収録巻数の一覧を掲げる。本資料の内容も簡単に紹介する。

なお、14 世紀末に成立した朝鮮王朝は 1897 年 10 月に国号を「大韓」と改めた。本稿はこの大韓帝国成立以降 1910 年 8 月の韓国併合までの時期に対して「韓国」を用いる。

他の時期に関する場合や一般的事項においては「朝鮮」も用いることにする。

I Numerical and Minor Files の位置付け

本資料は公文書 (外交文書) であり、外交史研究における一級の記録史料といえる。対象時期は韓国併合前の時期に重なるので、韓国の保護国化ならびに日本への併合をめぐる国際関係史研究への活用が期待されるものである。

ここで本資料の意義・位置付けを明らかにするために、戦後日本における、日韓関係史とりわけ韓国の保護国化 (1905 年 11 月) と併合 (1910 年 8 月) に関する外交史研究を簡単に振り返ってみたい。この分野での重要な貢献としては、1960 年代から 70 年代にかけて山辺健太郎が発表した研究をあげることができる。山辺は当時利用可能な資料にあたって、日本の朝鮮侵略の政治的・軍事的要因を明らかにした⁽²⁾。

1980 年代中盤になると、新しい視角と方法に依った研究の展開がみられた。森山茂徳は、先行研究が日本・韓国の 2 国間関係に研究視覚を限定しており、日本の侵略に対する朝鮮「民衆」の抵抗という図式化が過度であると批判した⁽³⁾。森山は、研究視覚を東アジアに関わる諸国家 (日、韓、清、英、米、仏、露) 間の関係へと拡大し、さらに朝鮮の

政治指導者層が推進した独立維持のための内外政策を考察している。森山の研究は、国内政治・国際政治における多元性を重視している。すなわち森山は、国内外における重層的な諸関係の存在を前提としたうえで、国内外のどのような要因が機能することによって、あるいは機能を停止することによって、韓国の保護国化あるいは併合が歴史上のある特定の時点で現実のものとなったのかを解明する、という方法をとっている。森山の結論は次のようなものである。すなわち、日清戦争での清の敗北(1895)は、勢力均衡(バランス・オブ・パワー)を行動準則とするヨーロッパ列強間の多極的な相互牽制メカニズムを東アジアにおいて成立させる契機となった。しかし義和団事件(1900~1901)以降、このメカニズムは崩壊して、「英・米・日」対「露・仏」という東アジアにおける対立関係にとって代わられた。そのような国際環境のなかで、日本の朝鮮保護国化政策が進展し、朝鮮の自主的外交政策が挫折させられ、また欧米列強の東アジア政策自体も変化し、韓国の保護国化が現実のものとなった、というものである⁽⁴⁾。さらに保護国期においては、韓国側の抵抗運動を鎮圧する必要性、韓国内における親日勢力(一進会、李完用ら)の存在と一進会の日本軍部への接近、また満州問題で欧米列強からの干渉の危険性の高まりが生じ、これら3つの要因が絡まりあって、1910年8月に韓国併合が行なわれた、とされる⁽⁵⁾。

列強の対東アジア政策への着目という研

究視角は、さらに、個々の列強による対東アジア政策分析へという展開をみせた。日清戦争での清の敗北以降、とりわけ米西戦争以降、米国は東アジアの国際秩序における重要な行動主体であった。長田彰文は、日露戦争ならびに日韓保護条約締結前後のセオドア・ルーズベルト政権が韓国問題に対してどのような姿勢で臨みいかなる対応を行ったのか、またこれに対して韓国政府と高宗皇帝がどのように対応したのかを明らかにしている⁽⁶⁾。長田の研究によれば、ルーズベルトは彼以前のどの大統領とも違って韓国の保護国化に対して積極的であり、その点が日本による韓国保護国化を推し進める力となったのであった⁽⁷⁾。

保護国期(1905~1910)を対象とした研究上の論点は次のようにまとめられよう。ひとつには、日本政府の中においては必ずしも全体の総意であったわけではない韓国併合策が、なぜ1910年に実現したのかという問題がある。すでに述べたように森山はこの問題に対して一つの解答をあたえている。しかし森山の議論の細部をめぐっては異論もあり、そのひとつとして小川原宏幸の論考をあげたい⁽⁸⁾。小川原は伊藤博文の韓国「自治育成」政策が1908年8月時点では論理的に破綻している点を、「韓国ニ於ケル発明、意匠、商標及著作権保護ニ関スル日米条約」施行法規問題を例にとって証明した。これは、伊藤博文の韓国保護政策の後半期全般を「自治育成」政策とする森山の議論の不充分さを指摘するものである。また海野福寿は先行研究で

は必ずしも明確でなかった、日露戦争開戦(1904年2月)前後から併合までのあいだに日韓間で結ばれた諸条約の締結過程を実証的に明らかにしている⁽⁹⁾。

いっぽう、日露戦争による日本の勝利(1905)によって韓国における日本の優越が帝国主義列強間で認知されるが、日清・日露戦間期に列強が朝鮮で獲得した既得権益と日本による韓国保護国化の間には矛盾も存在し、これらが併合までにどのように処理されたのかという問題も存在する。この問題を最初に指摘したのは、朝鮮植民地化過程での日本の鉱業政策を分析した小林賢治の個別論文であろう⁽¹⁰⁾。小林は韓国併合前後の日本の対韓鉱業政策が、日本と欧米との関係によって制約を受けていることを実証的に明らかにした。小林はその中で、保護国期において生じた日米間の外交問題(米国系企業コルブラン&ポストウィックが保有した甲山鉱山利権をめぐる問題)に言及しているのだが、この外交問題がなぜ解決されえたのかは不明であるとした⁽¹¹⁾。

筆者は上記小林論文に触発されて、別稿において日清・日露戦間期において朝鮮において事業をはじめた米国系企業家コルブラン&ポストウィックが日露戦争後にいかなる問題に直面したのかを論じた⁽¹²⁾。結論をごく簡略に述べるならば、日本政府によってその正当性を否認されたコルブラン&ポストウィックの韓国における権益(甲山鉱山利権)は、日米間の交渉によって名目上は無効とされ、統監府の鉱業行政の管轄下に置かれ

ることになった。その際米国側は保有権益の実質をまったく損なうことはなかったし、その目的のために鉱業法という韓国国内法を改定させることにも成功している。日米間の外交上の対立はこのような過程を経て解消したのであった。拙稿が朝鮮植民地過程における米国系企業家コルブラン&ポストウィックの利権問題の全体像をおぼろげながらも浮き彫りにしえたのは、小林が活用し得なかった資料、すなわち本稿が紹介する国務省記録の存在によってであった。

以上、1980年代中盤以降の日本における韓国保護国化・韓国併合をめぐる国際関係史研究は、程度の差はあれ多元主義的なアプローチを受容しつつ展開していると筆者は考えている。列強諸国との関係は日本の対韓政策を条件づける要因として無視しえぬものであり、米国の対韓政策を明らかにする点で本資料に意義を見出すことができよう。

II Numerical and Minor Files の成り立ちとファイル方法

米国国務省の1861年以降の外交記録に関しては、同省が編纂する Foreign Relations of the United States⁽¹³⁾が広範に利用されている。この編纂資料のもととなったのが、米国国務省外交記録である。NARA レコード・グループ59の中心的部分は、国務省セントラル・ファイルと呼ばれる。韓国に関する外交記録のなかでは、ここに含まれる Despatch from United States Ministers to Korea, 1883-1905 (National Archives

Microfilm Publication M134)が開港期以降に関する基本史料として頻繁に利用されてきた。しかしながら1905年以降、国務省のファイル方法が変更され、新たに登場した Numerical and Minor Files は、それまでとは異なった方法で文書を分類することになった。その結果、私見によれば、米国と特定の国との間の関係を対象とする研究者の立場からすると、それ以前の外交記録に比べて利用しづらいものとなった。そこでまず、Numerical and Minor Files がカバーする時期およびその前後の国務省外交記録のファイル方法に関して述べておく⁽¹⁴⁾。

1906年8月15日以前は、外交関係は各国別に日付の順に、領事関係は領事部の置かれた都市別に日付の順にファイルされた。国務省と各国の駐米大使館(在ワシントン)との間の公文類も同様に各国公使館別に日付の順にファイルされた。

いっぽう1906年8月15日から採用された新しいファイル方法によって分類・ファイルされた一群の文書が Numerical and Minor Files である。この方法では、すべての外交文書およびメモはその文書の属性(外交関係・領事関係・公文・書簡・報告・訓令)や発信地・受信地を問わずに、主題別にファイルを割り当てられ、日付の順にファイルされた。これは、階層性を持たない非常に単純なシステムである。日常業務(ルーティン)関係の通信は Minor File に収録された。この Numerical and Minor Files は、1910年にはファイル(主題)数が25982(後にマイクロ

フィルム化されて総巻数は1241)に及び、さらに同じ主題のファイルが複数個作られてしまうなどの不都合が生じ、同年夏にはこのファイル方法は放棄されるに至った。以後 Decimal File と称される新たなファイル方法が導入された。この方法は何度か小さな修正を経て、1963年まで用いられている。

なお国務省外交政策関係記録には他に、Foreign Service Post Files (レコード・グループ84)などがある。

Ⅲ Numerical and Minor Files 中の韓国関係ファイル

(1) 韓国関係ファイルの検索方法

筆者は1997年11月～1998年3月にかけてメリーランド州カレッジ・パークの NARA II で資料調査を行った。調査の方法は、カード・インデックスを用いた。カード・インデックスには name cards (MLR199) と source cards (MLR198) があり、前者は主題名、個人および組織の名称、そして省庁名がアルファベット順にカードの見出しとされており、各見出し内では日付順にカードが並べられている。Source cards のほうは、領事館・大(公)使館の所在地名がアルファベットおよび日付順に見出しとされている。調査では、地名(すなわち source cards)から Seoul(to)、Seoul(from)、Seoul(misc.) の3つの見出しの下に集められたカードをデータベース化した。これをファイル番号順に並べ替えて、さらに M862 の収録巻数を割り出すという作業を行った。

他に、1910 年以降に採用された Decimal File システムに対応した Purport Lists for the State Department Decimal File, 1910 -1944 (M973、全 654 巻) から本資料を検索することが可能である。上記の方法によって検索した韓国関係ファイルの所在と主題の一覧が表 1 である⁽¹⁵⁾。

表 1

Numerical and Minor Files 韓国関係ファイル一覧

M862 巻数	ファイル番号	主題	備考
6	40	ハーグ平和会議* (註 1)	40/361
7	40	ハーグ平和会議*	40/404
57	406	治外法権と特許・商標・著作権*	406/200-203, 220d, 264-266, 272-273, 279a
99	688	Raymond Krumm (人名)	
145	1166	日本と韓国の保護関係	
146	1166	日本と韓国の保護関係	
	1172	韓国の鉱業法規	
	1174	韓国の移民法規	
147	1188	韓国内で米国市民に発行された旅券 ／日本人の旅行に関する条約上の権利	
156	1271	米国市民の旅券*	1271/395 (Cass Arther Reed の旅券延長)
162	1397	Edward C. Fowler の行方	
177	1615	領事・通商関係の日報*	1615/127, 129
188	1782	天津の賭博者・売春婦	
190	1797	米国人特派員*	1797/314-319
202	1898	鴨緑江の利権関係	
214	2080	米国市民の婚姻	
215	2092	学生通訳*	2092/9a
226	2192	ソウル総領事 William Haywood	
253	2542	米国への日本人移民*	2542/89
260	2569	郵便貯金*	2569/63, 74

267	2662	出生届証明書手数料*	2662/4, 5
269	2710	国務省外交囊	
288	3024	公衆衛生週報*	3024/322
313	3355	ソウル総領事 Thomas Sammons	
328	3564	東洋の政治状況 (伊藤博文対談等)	
344	3730	H. R. Dietrich ソウル転任願い	
347	3752	旅券発給中止*	3752/92
352	3850	元駐韓米国公使 Horace N. Allen	
369	4029	事務職員雇用手当て*	4029/52
	4040	米州諸国代表部*	4040/104-105
376	4151	甲山鉱山利権問題	
377	4151	甲山鉱山利権問題	
389	4376	07年5月22日付国務省回覧関係*	4376/16
415	4838	韓国での赤十字社	(註2)
416	4842	灌漑・排水施設*	4842/137a, 171
463	5668	ソウル総領事 Scidmore	
471	5767	清日関係*	5767/2-3, 9, 44-45, 71-72, 90
473	5774	外国人商業関係旅行者の待遇*	5774/181, 214
503	6292	東京万国博覧会*	6292/180-183
540	6963	Homer B. Hulbert	
563	7385	満州における鉱山利権*	7385/1, 2-3
	7386	ソウル総領事館実務関係	
570	7574	米国籍市民の婚姻	
575	7678	米国籍市民の死亡	
	7679	米国籍市民の死亡	
576	7685	米国籍市民の婚姻	
582	7811	米国籍市民の婚姻	
590	8095	米国籍市民の婚姻	
	8097	鴨緑江架橋計画	
	8098	満州、韓国に関して林公使との懇談	

米国务省外交記録 Numelical and Minor Files 1906-1910 韓国関係ファイル一覧 (松崎)

591	8121	米国の鉱山権益に対する保安活動	
596	8215	韓国の税関	
610	8446	香港、アモイ、福州に対する検疫*	8446/6
615	8532	日本人による韓国の人口調査	
	8546	韓国における公有地	
616	8562	韓日関税同盟の提案について	
617	8581	通訳の経費*	8581/24, 24a, 25
619	8639	韓国における外国人保護、治外法権	
	8650	韓国における伝染病、コレラ	
628	8737	海事通達*	8737/458 以下多数
636	8833	ソウル発領事報告ナンバリング	
637	8833	ソウル発領事報告ナンバリング	
667	9309	他部局宛報告*	9196/15-16 (島嶼部局宛), 147-148 (農務省宛)
675	9309	国務省訓令未到着*	9309/8
677	9354	東洋からの合衆国への移民*	9354
681	9403	農務省宛報告*	9403/18 (韓国の小麦)
688	9526	故 F. H. Dunn の遺産	
700	9697	Albert Meyer の荷物の送り状	
701	9742	米国へ渡航する韓国人留学生の旅券	
709	9881	清韓国境画定論争*	9881/7-8, 9-11, 16-17, 22-23
713	9969	米国の研究所への日本からの寄付	
	9971	米国の市民権登録、旅券	
	9978	韓国北部における米国権益	
736	10509	北鎮における領事業務	
747	10875	F. H. Dunn の死亡と遺産	
748	10887	Charles Johnson の死亡と遺産	
749	10887	Charles Johnson の死亡と遺産	
754	11079	韓国外交顧問 Durham W. Stevens	
756	11104	日本の植民地における感染症	

760	11184	ソウル総領事補 Gould	
768	11349	韓国における虎狩り	
780	11656	関税*	11656/17 (註2)
782	11694	清津の外国貿易への開放	
783	11718	韓国の森林法規	
791	11991	日米間の仲裁条約*	11991/7a
	12016	J. Frnk Manning の行方	
792	12037	William McCleery Junkin の遺産	
805	12294	Martyn Baird への旅券緊急発給	
806	12313	在韓米国人の死亡とその遺産	
807	12338	韓国皇帝から領事館職員叙勲	
820	1261	日米関係*	12611/114-116, 120
828	12796	韓国の電信・郵便設備	
	12800	韓国の模範農場と農学校	
	12801	韓国からの米国への米穀輸出	
831	12921	義和君の米国企業に対する負債	
837	13143	米国市民の婚姻	
	13151	Pak San-Kyra の住所	
842	13415	韓国の砂糖生産	
843	13438	韓国における米国人宣教師	
845	13497	Commercial Bureau Co. より提案されたインデックス・ファイル*	13497/26-27
848	13583	送り状の証明、回覧訓令*	13583/11, 21
855	13813	韓国のタバコ貿易をめぐる競争	
	13818	在韩国 Merian Du Bois 宛の通信	
	13821	清への韓国人の移民	
856	13832	韓国における反米アジテーション	
892	14439	義和君に対する米国企業からの請求	
896	14556	ソウル総領事館での叙勲祝賀会	
	14567	韓国の女子教育	
897	14640	Moody' s Mamual*	14640/26

米国国務省外交記録 Numelical and Minor Files 1906-1910 韓国関係ファイル一覧 (松崎)

903	13855	韓国における外国新聞	
916	15046	米国市民死亡	
939	15906	韓国の米作	
959	16349	米国市民の婚姻	
966	16555	米国市民の婚姻	
972	16704	関税に関する最悪国待遇措置*	16704/11a, 11b
977	16916	事業資産と著作権	
978	16949	韓国の結核	
990	17286	米国市民の婚姻	
995	17482	韓美貿易会社	
1013	17725	サモンズ総領事の雑誌寄稿記事	
1015	17831	米国市民の死亡	
	17835	領事裁判権, Korean Exploration Co.	
1016	17878	海軍省航海航行訓令*	17878/166
1017	17878	海軍省航海航行訓令*	17878/312-313, 314-315, 403-404, 405-406, 487
1025	18058	刊行物送付要求	
1030	18257	米国艦隊の韓国寄港	
1040	18600	商業関係情報	
1050	18889	ラテンアメリカへの韓国人移民	
1056	19111	1902年領事館より盗難された為替手形	
	19117	奉天海戦記念祝賀	
	19124	韓国の新聞法規	
1063	19365	韓国の資源開発	
	19378	ワシントンの駐米韓国公使館の所有権移転	
1064	19409	韓国北部の英国権益	
1066	19463	韓国の飢饉	
1075	19860	米国市民の死亡	
1078	20077	韓国の財政事情	
1082	20233	韓国における土地所有権	
	20235	韓国における租税	

	20264	東洋拓殖会社に対する訴訟	
1089	20503	歴代大統領の肖像画送付要請*	20503/75
1090	20533	韓国沿岸における清の漁民	
1091	20569	日独関係	
1094	20737	NYにおける日本の情報機関	
1095	20780	米国市民の婚姻	
1097	20901	C. W. Fairbanks の東洋訪問	
1102	21091	外国産種子、農務省への報告*	21091/38-39, 166
1103	21091	農務省への報告*	21091/217, 218
1112	21459	済物浦での考古学的発見	
	21464	韓美電気会社資産の日本人への売却	
1113	21548	韓国の金融機関	
1121	21904	通商関係部局への書類*	21904/68
1122	21970	米国市民の婚姻	
1124	22057	伊藤博文暗殺*	22057/16
1129	22330	Josephine O. Paine の死亡と遺産	
	22334	Mary F. Scranton の死亡と遺産	
1134	22525	米国市民の婚姻	
1140	22883	J. E. Adams の死亡	
1142	23042	Chase Canford Sawtell の死亡	
1143	23071	駐ソウルベルギー総領事館	
	23072	韓国の製塩業	
	23074	韓国の病医院	
	23089	東洋捕鯨会社の事業	
1145	23228	国務省登記中の訂正事項	
1150	23599	米国市民の婚姻	
1151	23600	米国市民の死亡	
1152	23636	韓国の社会状況	
1162	24415	済物浦の外国人居留地	
1164	24686	韓国での船舶に関する法規	
	24692	韓国の実業教育	

	24692	韓国の実業教育
1165	24738	米国市民の婚姻
1168	25160	非開港地における特許船舶への免許

(註1) 筆者による*。本文参照のこと。

(註2) カード・インデックスに記載されるものであるが、M862 にあたってみて筆者が確認できなかったファイル・記録である。

表1中、筆者が*印を付したものは、主題が韓国のみに限られないものである。これに対しては備考欄において文書番号を示し、当該ファイルのどの文書が韓国関連のものなのかを示した。*を付していないものは、そのファイルがもつぱら韓国関係の外交記録によって占められるものである⁽¹⁶⁾。

(2) 韓国関係ファイルの内容

表1にあげた韓国関係ファイルの中では、ファイル番号1166(M862の145~146巻)「日本と韓国の保護関係」(英文では Japanese Protectorate over Korea) が非常に大きなファイルである。このファイルに含まれる文書数は400点を超える。日本の対韓政策に関する米国側の認識を知ることができる。

米国の権益関係に関わる事項も複数含まれる。ファイル番号1172「韓国の鉱業法規」、同4151「甲山鉱山利権問題」、同8121「米国の鉱山権益に対する保安活動」、同9978「韓国北部における米国権益」、同10509「北鎮における領事業務」、同11718「韓国の森林法規」、同17482「韓美貿易会社」、同17835「領事裁判権」、同21464「韓美電気会社資産の日本人への売却」等である。

また一瞥して明らかなのは、在韓米国人に関するファイルの多さである。ファイル番号688「Raymond Krumm」や同6963「Homer B. Hulbert」といった民間人に関するもの、ファイル番号3355「ソウル総領事 Thomas Sammons」や同3850「元駐韓米国公使 Horace N. Allen」といった外交官に関するもののほかに、在韓米国人の婚姻・死亡関連のファイルも少なくない。

1で述べたようにこれまで筆者は本資料を利用し、大韓帝国成立期から韓国併合時期までの韓国における米国権益関係の研究を行ってきた。重点的に活用したのは米国権益関連のファイル番号4151「甲山鉱山利権問題」、同21464「韓美電気会社資産の日本人への売却」等のファイルである。20世紀初頭、ソウルが近代的な都市へと変化してゆく過程で、韓国皇帝高宗ならびに宮内府と複雑な関係を結んだ米国系企業コルブラン&ボストウィックがソウル市内の電車・電灯事業に関わり、日露戦争時に新たに鉱山利権一件を付与され、これが保護国時期において日米間で外交問題化するという一連の問題を議論した⁽¹⁷⁾。

おわりに

以上、米国国務省外交記録 Numerical and Minor Files の資料としての位置付け、その成り立ちとファイル方法、韓国関係ファイルの検索方法と所在、内容に関して述べた。本資料は第一義的には国際関係・外交史研究に寄与すると考えられるが、そのほかにも20世紀初頭の韓国における米国人コミュニティの形成、韓国社会の変容と外来文化の関わり、例えば米国からのキリスト教ミッション(ファイル番号13438「韓国における米国人宣教師」といった、米国と東アジア社会の接触過程に関する研究資料としても有用であると考えられる。

またこのファイルがカバーする時期(1906～1910年)を研究対象とする他地域研究者も、Ⅲ-(1)で述べたように、カードインデックスあるいは Purport Lists から当該時期の米国の外交記録・領事記録を検索することが可能であろう。

最後に、米国・フィリピン関係史の研究者である中野聡は、「圧倒的に豊富なアメリカ側の公開文書への依存は、ともすればアメリカの側にさまざまな歴史過程の主體的契機を見出し、地域を客体として描くアメリカ中心の見方に歴史像を傾かせてきた⁽¹⁸⁾」と述べている。本稿で紹介した Numerical Minor Files もここでいわれる「アメリカ側の公開文書」に他ならない。地域社会(韓国)の側の資料を掘り起こし、両者をつき合わせるのがなによりも求められる点であることを銘記し、本稿の結びとしたい。

(2004年3月5日脱稿)

(註)

- (1) NARA のホームページアドレスは、<http://www.archives.gov> である。本資料は NARA Microfilm Publication M862 としてマイクロフィルム化されており、海外からも容易に購入することができる。
- (2) 山辺健太郎『日韓併合小史』岩波書店、1966年。同『日本の韓国併合』、太平出版社、1971年。
- (3) 森山茂徳『近代日韓関係史研究—朝鮮植民地化と国際関係』、東京大学出版会、1987年、1-6頁。
- (4) 同上書、146-149頁。
- (5) 同上書、250-251頁。
- (6) 長田彰文『セオドア・ルーズベルトと韓国—韓国保護国化と米国』、未来社、1992年。
- (7) 同『桂・タフト協定』に関する一考察—韓国との関係を中心に』『朝鮮史研究会論文集』28集、朝鮮史研究会、1991年、82頁。
- (8) 小川原宏幸「統監伊藤博文の韓国法治国家構想の破綻」姜徳相先生古希・退職記念論文集刊行委員会編『姜徳相先生古希・退職記念 日韓関係史論集』、新幹社、2003年、162-187頁。
- (9) 海野福寿『韓国併合史の研究』、岩波書店、2000年。本書は同じ著者が以前に上梓した『韓国併合』(岩波書店、1995年)という一般向けの書物に対する李泰鎮ソウル大学教授ら韓国の研究者からの批判への反論

という性格を持っている。日韓の間に横たわる歴史認識上のギャップを埋めるための基礎的作業として、両国間の諸条約締結過程の詳細を明らかにしている。

(10) 小林賢治「朝鮮植民地化過程における日本の鉱業政策」『経済科学』34-4、名古屋大学経済学部、1987年。

(11) 同上論文、498頁。

(12) 拙稿「日露戦争前後の韓国における米国経済権益」『史学雑誌』112編、10号、史学会、2003年10月、39-62頁。同「大韓帝国光武年間期の米国系企業家コルブラン&ポストウィックの電気関係利権について」『歴史学研究』754号、歴史学研究会、2001年10月、1-16頁も併せて参照していただければ幸いである。

(13) 発行所は Government Printing Office, Washington DC。

(14) 国務省外交記録に関しては以下を参照。
Milton O. Gustafson, ed., *The National Archives and Foreign Relations Research*, Athens, Ohio, Ohio University Press, 1974.
John H. Hedges, ed., *Diplomatic Records*, Washington DC, National Aechives Trust Fund Board/National Archives and Records Administration, 1986, p. 14. Numerical and Minor Files に関しては特に、Ralph E. Huss, *National Archives Microfilm Publications Pamphlet Describing M862*, Washington DC, National Archives Trust Fund Board, 1976。

(15) 各主題の日本語名はファイル内容(英文)をもとに筆者が任意に付けたものである。

(16) 表1では*を付していないファイルの文書番号は紙数の関係上省略した。詳細は拙稿(永井<松崎>裕子)『朝鮮植民地化とコルブラン&ポストウィックの利権問題』(名古屋大学博士学位論文、2001年、未公刊)に巻末付録として掲載している。

(17) 注(12)参照。

(18) 中野聡「まえがき」歴史学研究会編『20世紀のアメリカ体験』、青木書店、2001年、xiv頁。